

(仮称) 新ごみ処理施設整備・運営事業（エネルギー回収型廃棄物処理施設） 第2回入札説明書等に関する質問書に対する回答

No.	図書名	頁	項目				タイトル	質問・意見事項	回答
1	入札説明書	12	第5	2	2)	④	低入札価格調査	「最低制限価格の設定の方法」とは貴組合低入札価格調査制度に係る取扱要領の第4条調査基準価格に示す計算方法と理解してよろしいでしょうか。	低入札価格調査制度に係る取扱要領の第4条に記載の通りです。
2	入札説明書	16	第6	1	6)	②	対面的対話確認事項	事前に貴組合にご提出する確認事項について、入札説明書等に係るものであれば、内容に制限はないものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
3	入札説明書	16	第6	1	6)	④	対面的対話の実施日	対面的対話の実施日について、2月4日の資料提出期限後に貴組合より通知いただくとありますが、実施日が2月8～12日であり、本事業に関してご説明・応答できる出席者の選定や出張の手配などの段取りが必要となりますので、入札参加資格審査を通過した者には、順次日程の内示を頂けないでしょうか。また出席者の人数に制約がございましたら、ご教示ください。	実施日に関しては、当回答後順次開催日時等をご通知させていただきます。また、実施方法については、今般のコロナ禍の状況を鑑み、条件指定のうえ、オンライン形式による開催とし、条件についても開催日時等と併せてご通知いたします。条件に開催場所を指定する場合、出席者の人数は8名までと致します。
4	入札説明書	16	第6	1	6)	⑤	回答の公表	確認書に対する回答は、個別に回答いただき公表されないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
5	入札説明書	17	第6	1	7)	⑤	基礎審査に係る修正要望	基礎審査に係る修正要望を受けて提出する修正後事業提案書に対応する見積書とは、事業計画書（様式7-1～7-11-2）と入札書（様式9）を指し、令和3年4月19日に提出する同書類を差し替えるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
6	入札説明書	21	第7	4			事業提案書類	事業提案書類を、それぞれ1冊にまとめる際には、袋とじではなくファイルで綴じること可との理解でよろしいでしょうか。	可とします。
7	入札説明書	21	第7	4			事業提案書類	提案書の電子データ（DVD等）は正本と副本の2種類が必要でしょうか。	お見込みの通りです。
8	入札説明書	23	第7	4	6)	①	入札書	入札書を入れる封筒は、サイズが長形3号とのご指定以外に、色等のご指定はないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
9	入札説明書 添付資料-4	30					業務範囲分担表 受付管理 料金徴収	受付管理のうち、料金徴収は貴組合の担当とありますが、現金の取扱い等も含め貴組合で行っていただき、事業者は現金を取扱うことはないとの理解でよろしいでしょうか。事業者が取扱う場合には、一日の最大金額をご教示ください。	現金の取扱いに関しては、お見込みの通りです。料金徴収に関しては、天理市が実施致します。
10	入札説明書 添付資料-4	31					業務範囲分担表 余熱利用 売電及びそれに係る事務 手続	売電及びそれに係る事務手続は事業者の所掌とありますが、売電先を応募者にてご提案することも可能との理解でよろしいでしょうか。	可とします。

11	入札説明書 添付資料-4	30						業務範囲分担表 運営管理	業務区分「運営管理」における第6項「人数、配置の提案について（プログラムの開催回数等、又は目標来館者数を指定）、備考欄：イベント・ワークショップをおこなう」の主分担が事業者となります。 一方、要求水準書(第Ⅱ編 運営・維持管理業務編)第9章第2節(4)には「啓発施設担当が企画・実施する予約見学者の案内、見学コースを活用したイベント・・・中略・・・の開催時には、協力をすること。」とあります。 従いまして、本業務の主分担はマテリアルリサイクル推進施設の啓発施設担当事業者であり、本事業の運営事業者は副分担と考えてよろしいでしょうか。	エネルギー回収型廃棄物処理施設における全ての事業の主担当者は、エネルギー回収型廃棄物処理施設事業者となります。「啓発施設担当が企画・実施する予約見学者の案内、見学コースを活用したイベント・・・中略・・・の開催時には、協力をすること。」に関してのみ、副分担的な立場となります。
12	入札説明書 添付資料-4	30						業務範囲分担表 運営管理	搬入管理の備考に「不適物を混入させた事業者に対する本組合の構成市町村による訪問調査を行う。」とありますが、訪問調査の際の運営事業者の協力は不要と考えてよろしいでしょうか。	記載の通り、訪問調査については構成市町村が行いますが、状況に応じて協力を要請した場合には、ご協力をお願いします。
13	入札説明書 添付資料-5 対価の支払い方法について	32	1					表1 建設業務費及び運営業務委託費の構成	運営固定費Ⅰに「負担金」とありますが、貴組合で具体的に想定されている負担金があればご教示ください。	特段の想定はありません。
14	入札説明書 添付資料-5 対価の支払い方法について	35	4	3)				運営業務委託費改定の条件	改定時の指標と前回改定時の指標と比較し±1.5%を超える増減があった場合改定を行うとありますが、改定範囲には±1.5%を含むという理解でよろしいでしょうか。	含みません。
15	入札説明書 添付資料-7	40	(4) (5)					リスク分担 法令変更リスク	再生可能エネルギー発電促進賦課金や燃料費調整制度による電気料金の変更は、本事業に直接関連する法令の変更と同じと見なされ、物価変動ではなく、随時精算いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 なお、予算措置の関係で、清算時期については協議によるものとします。
16	入札説明書 添付資料-7	40	(14)					リスク分担 周辺住民対応リスク	「事業者の提案内容に関する周辺住民等の反対運動、訴訟又は要望による計画遅延、条件変更、操業停止及び費用の増大等に関するもの」に対するリスク対応が、事業者のみ負担とされておりますが、評価いただいた提案内容に変更を要する場合には、その変更内容に対する費用・工期に関し、ご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	内容により協議対象とする場合もありますが、原則「事業者の提案内容に関する周辺住民等の反対運動、訴訟又は要望による計画遅延、条件変更、操業停止及び費用の増大等に関するもの」に対するリスク対応は、事業者の負担とします。
17	入札説明書 添付資料-7	40	(18)					リスク分担 環境保全リスク	環境保全リスクは事業者所掌とありますが、搬入する処理対象物中の処理不適物（事業者の善良なる管理注意義務をもってしても排除できない場合）に起因する環境保全リスクについては、貴組合分担と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
18	入札説明書 添付資料-7	41	(26)					リスク分担 不可抗力リスク	不可抗力リスク対応として、「天災・暴動等不可抗力によるもののうちの増加費用」とございますが、工期に関してもご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか	お見込みの通りです。
19	入札説明書 添付資料-7	42	(50)					ごみ質変動リスク	「想定ごみ質から著しく変動した場合の処理に関する」リスクは貴組合の負担となっておりますが、この「著しく変動した場合」について、具体的な判断基準をご教示ください。	発注者または事業者からの申し出があった場合に、協議により定めるものとします。

20	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	2	第1章	第1節	2				事業名称	入札公告及び入札説明書では事業名称が「（仮称）新ごみ処理施設整備・運営事業（エネルギー回収型廃棄物処理施設）」と明記されていますが、要求水準書 第Ⅰ編 建設業務編では「（仮称）新ごみ処理施設整備・運営事業 エネルギー回収型廃棄物処理施設」と明記されています。見積設計図書に明記する事業名称はどちらを採用すればよろしいでしょうか。	入札公告及び入札説明書を正とし、「（仮称）新ごみ処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）」として下さい。
21	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	3	第1章	第1節	6	(2)	1)	②	最高気温	機器の設計における外気温度条件を「月別平均最高/最低気温」として計画してもよろしいでしょうか。	原則、最高・最低を対象としますが、個別の機器、設計要件等により対象温度が異なることもあったと考えますので、設計協議事項とします。 また、No.101の質問回答も参照願います。
22	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	3	第1章	第1節	6	(3)			地形、地質等	建設事業者が、貴組合提示の過去の地質データを補完することを目的に、必要に応じて行った事業用地の地形・地質調査等の結果について、貴組合のデータと異なる地形・地質条件等が確認された場合は「本組合及び建設事業者において、対応方法を協議する。」とありますが、その対応方法には工期、費用の変更についても含まれると考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
23	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	3	第1章	第1節	6	(3)			地形、地質等	事業用地内の土壌汚染調査は実施済みで、土壌の汚染はないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
24	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	4	第1章	第1節	6	(4)	10)	⑦	文化財保護法	事業用地内に埋設文化財等はないものと考えてよろしいでしょうか。また万一、埋蔵文化財が発見され、工事に影響が生じた場合の工期ならびに費用に関してご協議頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
25	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	4	第1章	第1節	6	(6)	3)		燃料	「都市ガス、その他提案による」とありますが、P77 7. (1)-5)-①に「使用燃料は灯油等とし」とあります。本項に記載の都市ガスはプラント用燃料としては使用しないと理解してよろしいでしょうか。	P77 7. (1)-5)-①「使用燃料は灯油等とし」は、都市ガスも含むものとし、提案に委ねるものとします。
26	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	5	第1章	第1節	6	(6)	5)		雨水	「雨水は沈砂槽、沈殿槽を通り～（略）」とありますが、雨水の利用先で必要とする水質を確保することを前提に、維持管理費低減の観点から雨水利用貯留槽と雑用水受水槽を兼用してもよろしいでしょうか。	提案が要求水準書の要求事項（水質、機能、使い勝手等）を満足する場合は、可とします。
27	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	5	第1章	第1節	7	(1)	1)	②	既存雨水流出抑制槽整備工事	既存雨水流出抑制槽整備工事は放流管を含む構造上の機能回復工事とされていますが、槽内と放流管内の流入土砂の除去等の清掃程度と考えてよろしいでしょうか。また、槽などの補修工事を含む場合は、補修を必要とする箇所が確認できる資料のご提示をお願いします。	清掃（必要な場合）、破損部・欠損部の補修（小規模で済むもの）等を考えています。大規模な破損・要改修箇所が発見された場合の補修に関しては、協議対象とします。なお、積載荷重の増加等本事業に起因する補強・改修等は、事業範囲に含まれるものとします。
28	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	5	第1章	第1節	7	(1)	4)		外構工事	外構工事に「既存雨水側溝、フェンスの撤去及び更新含む」とありますが、可能であれば貴組合との協議の上で流用することも可能と考えてよろしいでしょうか。	協議対象としますが、新設を基本とします。
29	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	6	第1章	第2節	1	(2)			環境影響評価	環境影響準備書と評価書の内容に変更があった場合による追加費用は精算対象と考えてよろしいでしょうか。	事業内容が大幅に変更となる場合を除き、原則、変更協議対象とはしません。

30	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	6	第1章	第2節	1	(2)		環境影響評価	「環境影響評価」の評価内容等を遵守するとあります。環境影響評価準備書要約書P14に示された通り、煙突は敷地境界までの距離を考慮し、敷地北側道路および東側道路から離れた敷地西側に設置するということでしょうか。	お見込みの通りです。 なお、今後の参考図書は、環境影響評価書とさせていただきます。
31	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	11	第2章	第1節	1	(3)		計画年間処理量	表2.1-1に示される「災害廃棄物及び広域支援の受入れ」の計画処理量を超える災害廃棄物等を受け入れた際は、場内の仮置き場への誘導やピット内積み替え作業の人的介入に伴う増員等の対応が必要と想定されますが、増員に伴う人件費の増加等、入札説明書添付資料-5 表3に示される運営変動費に含まれない支払対象費用についてご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生し、通常の保管、処理処分体制では対応し難い場合の費用については別途協議とします。
32	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	12	第2章	第1節	2			ごみ質	技術提案書に記載する発電量、売電量および最終処分量は、本頁に記載の基準ごみのごみ組成をもとに算出するという理解でよろしいでしょうか。また発電量、売電量の算出条件となる温浴施設の年間の開閉日数をご提示願います。	発電量、売電量および最終処分量に関しては、お考えの通りで結構です。温浴施設の開閉時間等は、「要求水準書第Ⅱ編、第9章、第4節 温浴設備利用者対応（P33）」を参照願います。
33	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	12	第2章	第1節	2			計画ごみ質	ご指定の可燃分中6元素は基準ごみ時の数値であり、低質・高質ごみの当該数値は事業者の経験を踏まえ適切に設定するものとして理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
34	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	16	第2章	第1節	13	(2)		計画車両台数	天理市の直接持込車両については、予約制になると想定しますが、以下の所掌は貴組合または運営事業者どちらになるかご教示ください。 ①予約に関わるシステムの構築 ②予約受付・管理	いずれも天理市の所掌となります。
35	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	16	第2章	第1節	13	(2)		計画車両台数	年末等の繁忙期における1日あたりの車両台数（収集車両、直接持込車両）をご教示願います。	通常時の2倍程度の台数が予想されます。搬入方法に関しては、天理市の方で計画中です。
36	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	16	第2章	第1節	13	(2)		計画車両台数	(実施方針等に関する質問回答書 実施方針に関する質問・回答No.9のご回答内容について) 直接持込は山添村、川西町、三宅町からも対象であるとありますが、天理市以外の直接持込車は直接持込者平均車両台数65台/日に含まれていますでしょうか。含まれていない場合は平均車両台数をご教示願います。	65台/日は天理市分のみであるため、含んでいません。 天理市以外の車両台数は2・3台程度です。
37	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	25	第2章	第5節	1	1)		材料及び機器 使用材料規格及び機器 海外調達品の材料及び機器	「海外調達材料及び機器等を使用する場合は、下記を原則とし、事前に監督員の承諾を受けること。1)本要求水準書で要求される機能(性能・耐用度を含む)を確実に満足できること。」とありますが、国内の一般廃棄物処理施設に納入し稼働した実績をもつ工場で製作することを条件に、ボイラ及びプラント鉄骨等を海外調達できるものと理解してよろしいでしょうか。	製品の仕様、調達先の工場の状況、維持管理における調達体制、納入実績等に基づき判断します。
38	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	25	第2章	第5節	1	2)		材料及び機器 使用材料規格及び機器 海外調達品の材料及び機器	「2)原則としてJIS等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等であること。」とありますが、ボイラ非耐圧部材やプラント鉄骨等については国内の一般廃棄物処理施設に納入し稼働した実績があれば成分・強度がJIS規格と同等の海外規格材を海外で調達し使用できるものと理解してよろしいでしょうか。	No.37と同じ。

39	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第I編建設業務編）	25	第2章	第5節	1	2)		材料及び機器 使用材料規格及び機器 海外調達品の材料及び機器	「2)原則としてJIS等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等であること。」とありますが、ボイラの耐圧部材に関しては「発電用火力設備の技術基準」で認められているJIS材と同等のASME材を海外で調達し使用できるものと理解してよろしいでしょうか。	No.37と同じ。
40	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第I編建設業務編）	25	第2章	第5節	1	4)		材料及び機器 使用材料規格及び機器 海外調達品の材料及び機器	「4)検査立会を要する機器・材料については、原則として国内において監督員が承諾した検査要領書に基づく検査が実施できること。」とありますが、お立会い検査に必要な費用を建設事業者が負担することで海外工場でも検査を実施できるものと理解してよろしいでしょうか。	原則、国内検査としますが、協議により海外工場での検査は可能です。 なお、立会検査に必要な組合職員にかかる費用（旅費等）は組合負担とします。
41	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第I編建設業務編）	25 26	第2章	第5節	1	3) 6)		材料及び機器 使用材料規格及び機器 海外調達品の材料及び機器	「3)国内の一般廃棄物施設に、建設事業者が納入し稼働した実績があること。」並びに「(6)建設事業者が設計・建設した日本国内の施設で納入実績があること。」とありますが、建設事業者が製品の品質を保証することで、弊社以外の建設事業者が日本国内の一般廃棄物処理施設へ納入し稼働させた実績を持つ取引先についても採用できるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
42	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第I編建設業務編）	30	第2章	第7節	4	(1)		試運転時の安定稼働試験	「性能試験完了後の試運転期間中に行う、全設備での連続負荷稼働が可能であることを運転員を指導しつつ立証すること」とありますが、工事工程の検討に必要な条件となりますので、立証に必要な期間をご教示願います。	期間についての指定はありません。事業者が考える所要期間で設定願います。
43	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第I編建設業務編）	34	第2章	第7節				表2.7-1 本施設の性能保証事項 No.22 副資材 用役、薬品類	保証値として「事業提案書、実施設計図書で記載した使用量」とありますが、許容値（判定条件）につきましては性能試験実施要領作成時にご協議いただくものと考えてよろしいでしょうか。	協議事項としますが、通常状態で「事業提案書、実施設計図書で記載した使用量」を超えることは不可とします。
44	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第I編建設業務編）	36	第2章	第8節	6			契約不適合責任期間中の点検、整備・補修	契約不適合責任期間中とされておりますが、建築設備につきましては、第2章第8節1.(2)2)で規定されている建築工事関係の契約不適合責任期間2年間との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
45	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第I編建設業務編）	36	第2章	第9節	1	(2)		既存雨水流出抑制槽整備工事	敷地北側に埋設された雨水流出抑制槽の上部が敷地への搬入路となっていることから、耐荷重をご教示いただくか、添付資料5に追加で構造図をご提示願います。 また、上記の槽が、車両等の荷重に耐えられないと判断された場合の構造補強等の対策は、本工事の範囲内との理解でよろしいでしょうか。	構造図は閲覧可能です。 また、対策工事が必要な場合はご理解の通りです。
46	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第I編建設業務編）	37	第2章	第9節	5	(1)		設計業務に係るセルフモニタリング	設計期間中に実施すべきセルフモニタリングの具体的な内容をご教示願います。	設計工程管理、要求水準書や事業提案書と実施設計内容との整合性の確認等、設計に対する品質保証に関するレビュー・チェックを行って下さい。
47	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第I編建設業務編）	37	第2章	第9節	5	(2)		建設業務に係るセルフモニタリング	建設期間中に実施すべきセルフモニタリングの具体的な内容をご教示願います。	工程管理、性能保証、出来形・出来高管理、安全管理等施工に関する事業者としての管理を行って下さい。
48	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第I編建設業務編）	38	第2章	第10節	3	(4)		見積設計図書 工事期間中の車両動線計画図	見積設計図書として提出する「工事期間中の車両動線計画図」について、具体的に明示すべき内容をご教示願います。	工事中の主要時期における車両動線を示して下さい。

49	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	48	第2章	第12節	9	(1)		設備工事の責任者	「建設事業者は、建築機械設備工事、建築電気設備工事、プラント電気工事の施工業者の社員の中から担当責任者を選任し、監督員と協議のうえ必要な時期に現場に常駐させる」とありますが、建築機械設備工事と建築電気設備工事の担当責任者は兼務できるものと考えてよろしいでしょうか。	責任者の兼務は可としますが、主任担当者は専任とします。
50	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	48 49	第2章	第12節	10	(1)		残存工作物	「本組合が提示した資料からでは想定できない残存工作物等が存在した場合は、その内容により監督員と協議し適切に処分すること」とありますが、残存工作物の撤去・処分が生じた場合は、その協議内容には工事工程変更や工事費変更も含まれると考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
51	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	49	第2章	第12節	10	(2)		地中障害物	「地中障害物の存在が確認された場合は、その内容により監督員と協議し適切に処分すること」とありますが、地中障害物の処分（撤去・処分）により生じる工期変更や工事費の変更について協議していただけたらと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
52	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	49	第2章	第12節	10	(3)		建設発生土の処分	「余剰な残土が生じた場合は、場外適正処分とすること」とありますが、事業実施区域内の土壌は土壌汚染対策法に準じた調査により汚染のないことが確認された土壌と考えてよろしいでしょうか。土壌汚染が存在する場合、その処理に関わる費用については事業者の見積範囲外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
53	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	49	第2章	第12節	10	(6)		工事用車両の搬入・搬出経路	工事用車両の事業実施用地への出入口は、原則北側の道路からとするとありますが、低床トレーラ等、通行が困難な場合については南側より搬出入することをお認め頂けませんでしょうか。	理由や期間、安全性の確保等を勘案の上、判断します。
54	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	49 50	第2章	第12節	10	(8)		施工方法及び建設公害対策	「施工監督者用の監督員事務所は建設事業者の仮設事務所と合棟とし、部屋は壁で仕切られていること」とありますが、仮設計画上、建設事業者の仮設事務所と合棟とせず単独で設ける、または協力企業の仮設事務所と合棟としてご提案してもよろしいでしょうか。	可とします。
55	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	50	第2章	第12節	10	(8)		施工方法及び建設公害対策	工事期間中の建設作業に係る騒音・振動の勧告基準とは特定建設作業に係る規制基準値の、騒音：85 dB、振動：75 dBと理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
56	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	50	第2章	第12節	10	(8)		施工方法及び建設公害対策	「事業用地内の排水は、全て工事用調整池に集水し」とありますが、仮設事務所からの雑排水（トイレの汚水含む）については、添付資料4、ユーティリティ関係図に示されている下水道に接続し、排水するものと考えてよろしいでしょうか。	可とします。
57	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	50	第2章	第12節	10	(10)		作業日及び作業時間	「作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時00分までとする」とありますが、朝礼や作業準備を午前8時30分前に、片付け等を午後5時00分以降に実施できると考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
58	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	50	第2章	第12節	10	(11)		環境モニタリング	敷地周辺の地盤変形等の環境モニタリングとありますが、具体的な調査事項のご想定がありましたらご教示願います。	調査事項は要求水準書に示したものを想定しています。具体的な内容は、受注後の事業者提案に基づき協議します。
59	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	52	第2章	第12節	10	(21)		工事排水	工事排水の放流先の指定がありましたらご指示ください。	既存雨水流出抑制槽を想定願います。

60	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	53	第2章	第14節	3			検査及び試験の省略	「公的機関または、これに準ずる機関の発行した証明書等で成績が確認できる機器については、監督員の承諾をもって検査及び試験については省略することができる。」とありますが、「電気工作物の溶接部に関する民間製品認証規格（火力）」を活用したボイラ製作の際は、認証機関の発行する証明書を提出することで検査及び試験を省略できるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
61	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	56	第3章	第1節	2	(1)	1)	機器等	マンホールの必要な大きさは、作業員、機器、資材の出入に支障が生じないことを前提として、メーカー標準を採用することをご了解いただけないでしょうか。	工事、維持管理等に支障のない大きさであれば、可とします。
62	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	58	第3章	第1節	6	(7)		構成機器	コンベヤ類の構造について、養生コンベヤなど粉じんが飛散する可能性が低いコンベヤに関しては、密閉型以外のコンベヤを採用してもよろしいでしょうか。	原則、密閉型としますが、機器選定時に合理的な提案であれば密閉型以外の採用を可とします。
63	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	59	第3章	第1節	7	(6)		防災対策	燃料や薬品の二次災害の発生要因となる設備には、緊急停止ボタンを設置することありますが、機器の特性に応じて緊急停止ボタンの代わりに異常時に安全に停止するようなインターロック回路を採用してもよろしいでしょうか。	原則、緊急停止ボタンの設置としますが、機器選定時に設置位置など物理的な要因がある場合、インターロック回路の併用または代用を可とします。
64	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	62	第3章	第2節	2	(3)	1)	プラットフォーム幅員	プラットフォームの有効幅員18mは、投入扉面から対面の通り芯間と理解してよろしいでしょうか。	有効幅員は、内法寸法とします。
65	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	63	第3章	第2節	2	(5)	24)	プラットフォーム（特記事項）	小動物のおおよその大きさ、重量及び搬入荷姿（箱あるいはポリ袋搬入等）をご教示願います。	犬や猫等が対象で、箱や袋での搬入となります。
66	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	67	第3章	第2節	5	(5)	21)	ごみ汚水の処理	「ごみ汚水は、原則として焼却炉内に圧送噴霧して処理すること」とありますが、要求水準書P136「第10節 排水処理設備」において「ごみピット汚水は、ピット循環処理または、炉内噴霧処理」とあります。ごみピット汚水の処理方式について、ピット循環処理の採用も可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	原則は炉内噴霧と考えますが、実施設計時に合理的な提案であることが確認できれば、ピット循環処理も可とします。
67	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	68	第3章	第2節	6	(5)	5)	ごみクレーン	容易に掃除できるように自動窓拭き装置を設けることとありますが、自動窓洗浄機能を備えた上で、型式は事業者提案とさせていただいてもよろしいでしょうか。	型式等は事業者提案とし、実施設計時に仕様等を承諾します。
68	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	68	第3章	第2節	6	(5)	10)	ごみクレーン	クレーン保守点検用の作業床ですが、バケットの大きさに応じて、メンテナンス可能であれば、ホッパーステージを作業床と解釈してよろしいでしょうか。	メンテナンススペースが十分に確保されていれば可とします。
69	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	69	第3章	第2節	8	(5)	3)	脱臭装置	容量はごみピット室（プラットフォーム床面レベル以上）とありますが、ダブルピットを採用する場合、貯留ピット側（ホッパーステージ側ピット）の容量は、仕切壁の上端よりも上方空間を対象とするものと考えればよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
70	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	85	第3章	第4節	1	(5)	10)	ボイラドラム液面計の型式	「ボイラドラムの片側に二色式液面計及び透視式液面計をとりつけること」という記載がございますが、施設の安定稼働という観点から、蒸気漏れリスクの低いマグネットフロート式液面計の採用を検討してもよろしいでしょうか。	ボイラー構造規格第69条第1項に従って下さい。

71	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第I編建設業務編）	87	第3章	第4節	4	(5)	5)		ボイラ給水ポンプ	「復水タンクからも直接給水するラインを設けること」とありますが、ボイラ水張りの時間短縮を趣旨としたご指示と考えます。ただし、本方式では1炉運転中に他方の炉に水張りすることができないため、復水タンクからの直接給水ラインの代替手段として、運転炉数に関わらず水張りができる純水移送ポンプによる水張り方式をご提案してもよろしいでしょうか。	可とします。
72	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第I編建設業務編）	90	第3章	第4節	8	(2)	2)		サンプリングクーラー	脱気器を2炉共通1基でご提案する場合、給水サンプリングクーラーも2炉共通1基でご提案させていただいてよろしいでしょうか。	脱気器を1基で計画する場合は、可とします。
73	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第I編建設業務編）	99	第3章	第5節	2	(5)	18)		ろ過式集じん器	「各室には、常時計測ができるばいじん濃度計」とありますが、ばいじん濃度を検出するという用途を満足すれば、ばいじん検知器を採用してもよろしいでしょうか。	同程度の精度を有するものであれば可とします。
74	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第I編建設業務編）	99	第3章	第5節	2	(5)	24)		ろ過式集じん器	「内部の点検・保守のため必要な個所に、マンホール及び内部足場を設置すること」とありますが、内部足場を設置できる構造としておくことと理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。ただし定期的な点検・保守に必要な個所は、常設の足場として下さい。
75	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第I編建設業務編）	104	第3章	第5節	10	(1)			水銀除去装置	水銀除去設備を有害ガス除去設備の活性炭吹込みと兼用とする提案としてもよろしいでしょうか。	排出基準を満足できる処理設備であれば可とします。
76	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第I編建設業務編）	112	第3章	第7節	1	(5)	10)		押込送風機	「本設備は、専用室に設置し、騒音・振動・換気に十分配慮すること」とありますが、押込送風機を炉室等の建築躯体に納め、かつ機器自体にラギング材等による防音被覆を施し、さらに敷地境界における公害防止基準値を満足できることを条件に、専用室の設置を省略する提案をお認めいただけないでしょうか。	原則、専用室としますが、専用室設置と同程度の効果があり、合理的な提案であれば可とします。
77	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第I編建設業務編）	115	第3章	第7節	4	(5)	9)		風道	内部にガイドベーンを設置するよう記載がありますが、スムーズな風道形状と通風ダンパの設置により支障なく風量制御が可能な場合は、ガイドベーンを設置しない計画としてもよろしいでしょうか。	要求水準書に記載の通り、必要に応じて設置してください。
78	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第I編建設業務編）	115	第3章	第7節	5	(5)	3)		ダンパ	ダンパ付近に点検口を設置するよう記載がありますが、点検口が必要なダンパは、容易に取り外すことのできない大型の自動制御ダンパと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
79	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第I編建設業務編）	117	第3章	第7節	7	(5)	10)		誘引送風機	「本設備は専用室に設置し、騒音・振動・換気に十分配慮すること」とありますが、誘引送風機を炉室等の建築躯体に納め、かつ機器自体にラギング材等による防音被覆を施し、さらに敷地境界における公害防止基準値を満足できることを条件に、専用室の設置を省略する提案をお認めいただけないでしょうか。	原則、専用室としますが、専用室設置と同程度の効果があり、合理的な提案であれば可とします。
80	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第I編建設業務編）	117	第3章	第7節	7	(5)	15)		誘引送風機	耐熱設計温度350℃とありますが、設計排ガス温度に応じた耐熱温度にて設計させていただいてもよろしいでしょうか。	原則、350℃以上としますが、機器選定時に組合が十分安全であると判断できる場合は可とします。

81	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	119	第3章	第7節	9	(5)	17)		煙突	脱臭設備のダクトへの排ガスの流入防止対策と接続部の腐食対策については、脱臭設備のダクトを煙突に接続する場合に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
82	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	127	第3章	第8節	8	(3)	9)		飛灰搬送装置	効率的な施設運用を目的として、駆動方式に油圧以外の方式（例えば電動方式）をご提案してもよろしいでしょうか。	原則、油圧式としますが、機器選定時に同等以上の性能があると組合が判断できる場合は可とします。
83	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	132	第3章	第9節	2				温浴設備用用水受水槽	生活用水と温浴設備用用水について、用水として同じ上水を使用し、共に建築設備へ給水するため、維持管理費低減の観点から生活用水受水槽と温浴設備用用水受水槽を兼用させていただいてもよろしいでしょうか。	可とします。
84	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	141	第3章	第11節	5				特別高圧受変電設備 鉄構架構、屋外開閉所	景観への配慮、ならびに円滑な場内動線計画を行う上で、屋外開閉所を設置せずに、既設電力鉄塔からの埋設引き込みにて工場棟内の受変電設備で受電する方式をご提案してもよろしいでしょうか。	関係機関協議により可能であれば、可とします。
85	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	144 145	第3章	第11節	5	(4)	1) 2)		プラント動力用変圧器	プラント動力用変圧器とプラント共通動力用変圧器は個別に設けるよう記載されておりますが、適切な容量を確保した上で、共用とする提案をお認めいただけないでしょうか。	原則、個別で設けることとしますが、機器選定時に電気設備の法定点検や負荷設備の補修・点検等により停電期間が長期化しない等、運用上で問題がなければ可とします。
86	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	146	第3章	第11節	6	(1)			電力監視盤	電力監視盤は、P.158に記載のオペレータコンソールと兼用し、モニタによる監視・操作方式をご提案してもよろしいでしょうか。	可とします。
87	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	146	第3章	第11節	7	(1)	4)		電力監視盤	上記質問をご了承いただいた場合、取付機器に記載の保護継電器を電気室の制御盤盤面に設置する計画としてよろしいでしょうか。	盤面への設置は可ですが、保護継電器からの信号はモニタでも監視・操作が可能なものとして下さい。
88	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	149	第3章	第11節	7	(3)	4)	⑩	低圧動力制御盤	鋼板製屋内閉鎖垂直自立型を採用する場合、⑩項に記載の機能は、構造上採用が困難なため、適用されないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
89	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	149	第3章	第11節	8	(6)			中央監視操作盤	本盤の機能をP.146に記載の電力監視盤に集約し、オペレータコンソールと兼用するご提案をしてもよろしいでしょうか。	可とします。
90	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	151	第3章	第11節	11	(1) (2)			直流電源装置 交流無停電電源装置	直流電源装置及び交流無停電電源装置は蓄電池を兼用する複合型をご提案してもよろしいでしょうか。	蓄電池の兼用は可能ですが、直流電源装置とUPSから供給する電力が、必要時に保持時間を確実に確保できることを条件とします。
91	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	159	第3章	第12節	5	(2)			データ処理装置	帳票作成用、警報記録用及び画面ハードコピー用プリンタについて、相互バックアップを可能にした上で、警報記録用プリンタと画面ハードコピー用プリンタを兼用するなど、台数を事業者提案としてもよろしいでしょうか。	可とします。
92	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	163	第3章	第13節	1	(5)	5)		雑用空気圧縮機	省エネルギーの観点からインバータ方式を採用する場合、「自動アンロード運転」を「VVVF制御」と読み替えてもよろしいでしょうか。	インバータ機能を利用して「自動アンロード運転」と同等の運転が行える場合は可とします。

93	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	166	第3章	第13節	7				洗車設備	1日当たりの洗車台数はどの程度の台数を想定されているでしょうか。また洗車の対象は収集車のボディ外面とタイヤ回りのみと考えればよろしいでしょうか。	プラットホーム上では、収集車が汚れていた場合収集車のボディ外面とタイヤ回りのみ洗車を想定しております。別に設けます洗車場では、天理市の収集車のボディ内・外面共に洗車をすることを想定し、台数は30台程度洗車する場合があります。
94	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	174	第4章	第1節	3	(5)			表4.1-2 計量棟	計量棟は工場棟と別棟で配置するとありますが、搬入側の計量室とプラットホーム監視室を統合することで車両監視機能を強化し、車両誘導時の安全性向上が見込めることから、工場棟と計量室を合棟で提案することをお認めいただけませんかでしょうか。	可とします。
95	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	178	第4章	第2節	2	(2)	3)	⑤	ごみピット	「ごみピット内部に点検用タラップを設けること」とありますが、点検用タラップを常設とした場合、ごみクレーンバケットとの接触やタラップにごみ引っかかることによりごみピット運用に支障をきたす恐れがあることから、ごみクレーン保守用ホイス等を利用した転落者救助装置で代用する計画としてよろしいでしょうか。	可とします。
96	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	178	第4章	第2節	2	(2)	6)		ごみサンプリング室	ごみサンプリング室の用途についてご教授願います。また、必要な広さがございましたらご指示願います。	ごみ質分析の仕分け等を行うためのものです。広さは、提案とします。
97	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	183	第4章	第2節	2	(7)	3) 6)		油脂庫・危険物倉庫	施設内で使用する危険物を集約して安全管理するため、油脂庫と危険物倉庫を兼用させていただくことは可能でしょうか。	それぞれに必要なスペース、機能（防油堤等）等を有し、法令遵守されれば可とします。
98	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	190	第4章	第2節	3	(4)			見学・学習機能計画	見学者ルート上で開催されるフリーマーケット等のイベントの開催頻度について、参考資料2「啓発施設に関する要求水準」第2章5節(2)イベントの開催の項に、「（頻度は提案とする）」とあります。イベントの開催回数や頻度については、貴組合およびマテリアルリサイクル推進施設担当の事業者との協議の上決定するものと考えますので、今回のご提案には含めないものとし、協議の上実施するイベント案および本施設独自で実施するイベント案をご提案するかと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 なお、マテリアルリサイクル推進施設事業者が主催するイベント等への協力をお願いします。
99	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	203	第4章	第3節	2				外構工事	「既存のネットフェンス、雨水側溝などは撤去し更新する計画とし」との記載がありますが、その他解体撤去すべき既存物がございましたらご指示願います。	特に想定はありませんが、景観的なものも含む施設稼働に支障のあるものの撤去・更新をお願いします。
100	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	206	第4章	第3節	3				さく井工事	用水井戸を先行設置することで、工所用仮設用水として使用することは可能でしょうか。	可とします。
101	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	208	第4章	第4節	2	(2)	2)		温度条件	空気調和設備及び換気設備の設計用温度条件は、『建築設備設計基準・同要領(国土交通省)』（第2章第11節3.(2)5)（契約時の最新版）に準拠するものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
102	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編建設業務編）	214	第4章	第5節	5	(5)	6)		電話・通信設備仕様（設置位置）	電話・通信設備仕様として、「設置位置によっては簡易型携帯電話システム（PHS）を併用」とありますが、PHSと同等の機能を有するIP電話システム等をご提案することは可能でしょうか。	可とします。

103	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅰ編 建設業務編）	215	第4章	第5節	11			警備設備工事	「防犯上の警備設備を設置すること」とありますが、空配管工事までが所掌範囲で、警備設備の設置（防犯受信盤、アクセス制御盤、電源装置、マグネットスイッチ等）および配線工事は貴組合所掌と考えてよろしいでしょうか。	本事業では、機械警備を含め事業者の所掌になっています（要求水準書、第Ⅱ編、運営・維持管理編、第8章参照）。このため、委託する警備会社が設置する設備を含め、事業者の所掌になります。
104	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅱ編 運営・維持管理業務編）	9	第1章	第3節	14	(2)		災害発生時の協力	「震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を本組合が実施しようとする場合、運営事業者はその保管、処理処分に協力すること」とありますが、この場合、保管、処理に要した費用については別途協議させていただけるものと考えてよろしいでしょうか。 また、「計画搬入量」とは、「要求水準書(第Ⅰ編 建設業務編)」第2章第1節1.(3)表2.1-1計画年間処理量に記載の76,242t/年を指すという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
105	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅱ編 運営・維持管理業務編）	10	第1章	第3節	18			関連行事等への参加	「業務実施場所及び周辺で本組合及び関係団体が行う行事等に対し、積極的に参加すること。」とありますが、運営事業者が参加することが望ましいと想定されている行事の年間実施回数をご教示願います。	現段階での回数等の想定はありませんが、周辺で開催されます祭やイベント等への積極的な参加を希望致します。
106	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅱ編 運営・維持管理業務編）	13	第2章	第2節	(4)			表2.2-1運営・維持管理必要資格（エネルギー管理士）	エネルギー管理士については、本施設のエネルギー使用量を算出の上、必要な有資格者（原油換算値3,000kL以上でエネルギー管理士、1,500～3,000kLでエネルギー管理員、1,500未満で配置なし）を配置するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
107	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅱ編 運営・維持管理業務編）	14	第3章	第2節	1	(1)		受付管理	「搬出入車両を計量棟において計量、記録、確認、管理を行う」とありますが、直接搬入者の方々の住民情報（名前、住所、電話番号、ごみ種など）を記録する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
108	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅱ編 運営・維持管理業務編）	14	第3章	第2節	4	(1)		ごみ処理手数料の徴収等	「直接搬入者については、天理市が直接料金を徴収する」とありますが、運営事業者は公金であるごみ処理手数料の取扱い（釣銭準備・補充・運搬および収納）は行わないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
109	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅱ編 運営・維持管理業務編）	14	第3章	第2節	4	(1)		ごみ処理手数料の徴収等	「天理市あるいは天理市から派遣される者」の予定人数と業務時間をご教示願います。	予定人数は1名です。業務時間は、要求水準書P5、「第3章、第2節、5.」に同じです。
110	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅱ編 運営・維持管理業務編）	14	第3章	第2節	4	(2)		ごみ処理手数料の徴収等	ご計画のごみ種類および料金体系について、天理市殿の料金体系の現状は、一般系は100kgまで無料。超えるものは10kg毎に80円。事業系は10kg毎に160円を徴収されているとの理解でよろしいでしょうか。 その上で、今後、1円、5円単位での料金改定の可能性はございますでしょうか。	現状は、お見込みの通りです。 料金改定については現段階では想定しておりませんが、対応可能なものとして下さい。
111	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅱ編 運営・維持管理業務編）	15	第3章	第2節	5			電話受付	電話受付時間について明記されていますが、電話受付対応業務の所掌は、貴組合と運営事業者のどちらになりますでしょうか。 また、電話受付対応業務が運営事業者所掌の場合、具体的な電話受付対応の内容についてご教示願います。	電話受付対応は基本的に本組合が行いますが、施設に関する問い合わせ（電話対応）等は、事業者の所掌となります。

112	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅱ編 運営・維持管理業務編）	16	第4章	第3節	1	(4)		展開検査	展開検査を実施すべき回数をご教示ください。天理市殿の既存施設で展開検査を実施されている場合、その実施状況（一月当たりの実施頻度、一日当たりの実施台数）についてご教示願います。	検査の実施回数については、例えば天理市の実施回数などを参考に、貴社の知見に基づき、過不足ないものを提案して下さい。なお、天理市の実績は週一回程度で、台数についての情報はありません。
113	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅱ編 運営・維持管理業務編）	17	第4章	第3節	2	(4)		ごみの性状分析	搬入されたごみの性状分析・管理とは、第6章第2節の測定管理業務「表6.1-1業務期間中の測定項目」に明記されているごみ質の計測のことを指すものと理解してよろしいでしょうか。	表6.1-1の他、ごみの展開調査や日常の搬入ごみの目視等による管理なども含みます。
114	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅱ編 運営・維持管理業務編）	18	第4章	第3節	7	(2)		焼却灰等の搬出頻度	「焼却灰の搬出は、日2台×3回程度を想定している」とありますが、焼却灰および飛灰処理物の1日当たりの搬出頻度は2台×3回/日=6回/日を想定されているとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
115	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅱ編 運営・維持管理業務編）	18	第4章	第3節	7	(3)		焼却灰、飛灰処理物性状の分析・管理	焼却灰、飛灰処理物が基準値を満たさない原因が、事業者の善良なる管理者の注意義務をもっても排除できなかった搬入不適物にある場合には、その処理・処分費用について、別途協議させていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
116	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅱ編 運営・維持管理業務編）	28	第6章	第3節	4			大阪湾フェニックスの受入れ基準	大阪湾フェニックスセンター受入基準は、同HP最終更新日2017年7月13日に示される個別基準の一般廃棄物のうち排出時の廃棄物の種類が①可燃ごみおよび②不燃・粗大ごみが適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	大阪湾フェニックスの受入れ基準に関しては、現時点ではお見込みの通りですが、その時々最新の基準に従うものとします。ただし、基準の変更により処理内容に変更が生じる状況が発生する場合は、協議対象とします。
117	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅱ編 運営・維持管理業務編）	28	第6章	第4節				光化学スモッグ注意報	直近数年間に光化学スモッグ注意報以上が発令された実績がございましたらご教示願います。	過去の実績は以下の通りです。 平成30年度：予報7回、注意報3回の発令 令和元年度：予報4回の発令 令和2年度：予報6回、注意報1回の発令
118	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅱ編 運営・維持管理業務編）	32	第9章	第2節	(1)			見学者対応	見学予約者の受付およびエネルギー回収型廃棄物処理施設の開館・閉館作業の分担については以下の理解でよろしいでしょうか。 「見学予約者の受付はマテリアルリサイクル推進施設の啓発施設担当者がマテリアルリサイクル推進施設側の管理棟（啓発施設）で行い、エネルギー回収型廃棄物処理施設の啓発施設の開館・閉館作業はエネルギー回収型廃棄物処理施設の運営事業者が行う」	お見込みの通りです。
119	要求水準書（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（第Ⅱ編 運営・維持管理業務編）	33	第9章	第4節	(1)			温浴設備利用者対応	「閉館日は月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日）」とありますが、お盆、年末年始等も開館するものと考えてよろしいでしょうか。 また、焼却施設の計画的な定期点検により、全炉休止を行う場合、焼却施設の余熱を利用した熱供給を行うことが困難となるため、全炉休止期間中は温浴設備を閉場するものと考えてよろしいでしょうか。	お盆は開館致します。年末年始は12月31日から翌年1月3日までは閉館と致します。全炉休止時は閉場として考えて下さい。
120	要求水準書 添付資料2							用地造成	添付資料2で指示されている高さに基づきますと、敷地内で1m以上の不陸が生じております。不陸を敷均すため造成を検討しておりますが、開発行為にあたる切土、盛土の高さの目安等がございましたらご教示願います。	宅地造成規制法、宅地造成等規制法に関する技術基準（社団法人奈良県建築士会）等を参照願います。
121	要求水準書 添付資料6							仮設用地出入口	ご貸与いただける仮設用地の出入口は現況の南西の角地（接道部と同レベルとなっている場所）を利用させていただけるものと考えてよろしいでしょうか	お見込みの通りです。

122	基本協定書(案)	5	第4条	2				基本契約不調の場合の処理	基本契約の締結が、第1条に定める議会において否決された場合には、受注者〔及び本件SPC〕にこのことにより損害を生じた場合においても、発注者は一切その賠償の責任を負わないものとするありますが、入札説明書添付資料-7において議会リスクは貴組合所掌と記載があります。受注者及びSPCの責に帰すべき事由がなく議会不承認となった場合には受注者及びSPCに生じた損害は貴組合負担となるとの理解でよろしいでしょうか。	基本協定書(案)を正とします。
123	基本契約書(案)	3	第7条					債務不履行等	受注者【及び本件SPC】の協力企業のいずれかが発注者に損害を与えた場合、受注者【及び本件SPC】の協力企業は、連帯して、発注者に対する損害賠償債務を負担する旨の記載がございますが、本件事業の性質上全ての協力企業が債務を負担することは適当ではないため、発注者への損害に起因しない協力企業は連帯債務から除外し、代表企業（SPCを設立する場合には構成員を含む）に限定して頂けませんでしょうか。	基本契約書(案)の通りとします。
124	基本契約書(案)	6	第12条	3				不可抗力	「新型コロナウイルス等」の疫病による影響につきまして、不可抗力の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。 万一、必要な対策を実施したうえでも、工事現場内での感染発生など諸官庁の指導による現場作業停止などの措置がとられた場合に、不可抗力の対象となり、工期・費用についてご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	本事業では、建設並びに運営・維持管理業務において新型コロナウイルスに対する対策を要求しており、建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約に基づく義務の履行に際して、事業者が新型コロナウイルスへの対応を行う義務を負うため、不可抗力の協議対象外とします。なお、新型コロナウイルス以外の感染症については、「不可抗力」への該当性を含めて協議対象とします。
125	建設工事請負契約書(案)		様式第4号(第13条関係)					住宅建設瑕疵担保責任保険	建設工事請負契約書に「住宅建設瑕疵担保責任保険」とありますが、該当がない場合は空欄にてよろしいでしょうか。	可とします。
126	建設工事請負契約書(案)	9 10	第16条	2				発注者が行う関係法令の諸手続等による本件工事等の内容変更又は契約解除	「本項によりこの契約が解除された場合、第51条の規定に従って対応する」とありますが、受注者に損害が発生した場合は、発注者により当該損害を負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	建設工事請負契約第16条の2第1項における「第51条」は「第53条」に訂正します。受注者の損害賠償請求に関する規定は第56条にあります。同条第1項第2号のとおり、発注者について債務不履行又は履行不能が認められる場合には、受注者は損害賠償請求が可能です。
127	建設工事請負契約書(案)	18	第39条	1				債務負担行為等に係る契約の特則	支払限度額は、受注者が入札時に提示した建設費内訳および工程に基づき記載するという理解でよろしいでしょうか。各年度の支払限度額について制約があればご教示ください。	支払い限度額に関してはお見込みの通りです。各年度の支払限度額の制約は特にありません。
128	運営維持管理業務委託契約書(案)	2	第7条	1				契約保証金	運営期間における各事業年度に関し、当該事業年度の開始日までに、保証を付さなければならない旨の記載がございます。一方で、「入札説明書 20頁 3.契約手続き 4)入札保証金及び契約保証金 ②契約保証金等 (イ)運営・維持管理業務委託契約」においては、年度運営費の10分の1以上に相当する金額を契約期間中の契約保証金として運営・維持管理業務委託契約の締結時に納付する、との記載がございます(基本契約書(案)別紙3 2項も同様です)。運営業務委託契約書(案)に記載の付保期日を正とし、各事業年度の開始日までに付保すればよろしいでしょうか。	運営・維持管理業務委託契約の締結前までは同契約の効力が生じないため、基本契約書第11条第2項に従い(入札説明書と同様)、運営・維持管理業務委託契約の締結時までに当初1年分の保証を付し、運営・維持管理業務委託契約の締結後は、同契約第7条第1項に従い、各事業年度の開始日までに1年分の保証を差し入れて下さい。
129	運営維持管理業務委託契約書(案)	2	第7条	1				契約保証金	運営期間における各事業年度に関し、当該事業年度の開始日までに、保証を付さなければならない旨の記載がございますが、複数年度での保証の付保もお認め頂けませんでしょうか。	不可とします。

130	運営維持管理業務委託契約書(案)	2	第7条	1	2			契約保証金	保証金の額は常に運営保証対象額(本契約に基づく契約金額を25で除した金額の10分の1に相当する金額)以上としなければならぬとの記載がございますが、予定の運営費に対する運営保証対象額という理解でよろしいでしょうか。	運営保証対象額は、括弧書に記載のとおり、契約金額を25で除した金額(一年分の金額)の10分の1に相当する金額です。なお、契約金額は、各事業年度毎に更新される金額としてください。
131	運営・維持管理業務委託契約書(案)	5	第17条	2				資格者配置	資格者配置は、要求水準書第Ⅱ編P13第2章第2節の表2.2-1運営・維持管理必要資格(参考)と同様に、(1)～(13)にご提示いただいた資格を参考とした上で、本施設の運営・維持管理業務を行うにあたり必要な資格者を配置するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
132	運営・維持管理業務委託契約書(案)	9	第24条	3				処理不適合物の取り扱い	「内容物検査の検査方法、検査の実施等の原因で処理不適合物が混入したことにより、本施設に故障等が生じたことが明らかになった場合・・・中略・・・第37条および第50条の規定に従う。」とありますが、文頭は「内容物検査の検査方法不備、検査の実施不備等の原因で」と理解すればよろしいでしょうか。	質問の「不備等」の具体的内容が明確ではありませんが、現行案の第24条第3項の文言どおり「検査方法、検査の実施等の原因で処理不適合物が混入した」場合に適用があります。
133	運営・維持管理業務委託契約書(案)	12	第36条	4				臨機の措置	不可抗力(受注者の責めに帰すことのできない事由を含む)による臨機の措置につきましては、不可抗力の発生後のみならず、貴組合との協議により不可抗力による事故、災害等の防止が必要であると認められた場合には、事前の措置についても本条文の対象となると理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
134	運営維持管理業務委託契約書(案)	13	第37条	1, 2				費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額	第1項においては不可抗力又は受注者の責めに帰すべき事由でないことを受注者が明らかにした場合には発注者が当該費用(保険等によりてん補された部分を除く)を負担する旨の記載がございますが、一方、2項においては不可抗力(受注者の責めに帰すことのできない事由を含む)の場合においても契約不適合による場合には、要する費用は受注者が負担すると読み取れます。不可抗力の場合においては第1項が優先されるものと理解してよろしいでしょうか。	第2項の冒頭で「前項の規定にかかわらず」と規定しているため、第2項所定の「建設工事完了日から3年を経過するまでの期間中、本施設の契約不適合により異常事態の発生又は計画外の運転停止が生じた場合」には第2項が適用され、それ以外の場合には、第1項が適用されます。
135	運営維持管理業務委託契約書(案)	13	第38条	1				その他要求水準未達成に対する運営固定費の減額	「入札説明書等(中略)に規定する業務水準が達成されていないと発注者が判断した場合には、(中略)運営固定費を減額する。」とあります。「業務水準」とは「要求水準」「技術提案内容」および「契約書」との理解でよろしいでしょうか。	「業務水準」は、入札説明書等(要求水準書運営業務編、事業提案書及び要求水準書運営業務編に係る質問回答を含むがこれに限りません。)に規定される業務水準を意味します。
136	運営・維持管理業務委託契約書(案)	14	第41条	8				発電設備の運転	余剰電力の販売に関して発注者に生ずる損害とはどのようなことを想定されているかご教示ください。	例えば受注者の責により、施設の運転が停止し、予定している電力売電収入が得られない状況等を指します。
137	運営・維持管理業務委託契約書(案)	14	第41条	8				発電設備の運転	余剰電力の販売に関して発注者に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならないとありますが、受注者の責に帰すべき事由がない場合においては、その他の費用負担と同様に、賠償の必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	発注者のみの責に帰すべき事由がある場合を除き、受注者の損害賠償責任が生じます。
138	運営・維持管理業務委託契約書(案)	15	第42条	3				余熱利用	「受注者の責めに帰すべき事由により余熱を利用できない場合は～(中略)～必要となる全ての費用を負担しなければならない」とありますが、全ての費用とは、給湯や照明など温浴設備の運用に必要な電気料金に限定されるとの理解でよろしいでしょうか。	給湯や照明など温浴設備の運用に必要な電気料金に限定されず、余熱を利用できたならば発生しない全ての費用が含まれ、例えばプラントを動かすための買電費用なども含まれます。
139	運営・維持管理業務委託契約書(案)	17	第48条					見学および視察等の予約受付・引率および説明等の対応	「受注者は、本施設への見学および視察等につき、予約の受付、引率及び説明等の対応を行う」とありますが、詳細は要求水準書運営業務編第9章第2節に定めるところによるとあります。従いまして、見学および視察等の予約受付・引率および説明等の対応は、貴組合(啓発事業者)所掌と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書、第Ⅱ編、運営・維持管理業務編、第9章、第2節に従って下さい。

140	運営・維持管理業務委託契約書(案)	19	第56条	2				第三者損害	「1項に規定する事由以外の事由により、運営業務の実施により第三者が損害を受けた場合(通常避けることのできない・・・地盤沈下、地下水の断絶・・・)・・・発注者および受注者は協議を行い、当該損害額にかかる両者間の負担割合を決定する。」とありますが、受注者に責のない損害については貴組合負担と考えてよろしいでしょうか。	発注者または受注者のいずれの帰責事由による損害か特定できない場合を含め、受注者の故意若しくは過失又は法令等の不遵守以外の事由により損害が発生した場合には、全て、当該損害額にかかる両者間の負担割合を協議するものです。
141	運営・維持管理業務委託契約書(案)	19	第57条	1				保険	事業提案書で提案された保険を記載しますとありますが、事業提案書に付保する保険の内容を明示する部分がございます。落札者決定後に、必要となる保険を落札者が提示するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。なお、第57条第1項第(1)号所定の第三者損害賠償保険の内容は別紙3に記載されております。
142	運営・維持管理業務委託契約書(案)	21	第59条	5				不可抗力	「発注者は～(中略)～発注者が損害と認めるもの(保険等によりてん補された部分を除き、また、逸失利益を含まない。)のみを賠償する。」とありますが、「損害賠償額については発注者と受注者間にて協議・合意する」という内容への変更していただけないでしょうか。	原文の通りとします。
143	運営・維持管理業務委託契約書(案)	21	第60条					不可抗力	新型コロナウイルス等の感染症の流行は不可抗力とみなし、受託者が通常予見可能な範囲の対策を実施していたにも関わらず、社会的な感染の拡大等により損害や追加費用が生じた場合には、委託費の見直しについて別途協議させていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	本事業では、建設並びに運営・維持管理業務において新型コロナウイルスに対する対策を要求しており、建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約に基づく義務の履行に際して、事業者が新型コロナウイルスへの対応を行う義務を負うため、不可抗力の協議対象外とします。なお、新型コロナウイルス以外の感染症については、「不可抗力」への該当性を含めて協議対象とします。
144	運営・維持管理業務委託契約書(案)	27	第71条	5				著作権の利用等	発注者又は発注者の指定する者は、本契約終了後も、受注者が提出した成果物について、自らの裁量で利用できる規定となっておりますが、有期又は、第三者への開示の際には受注者の事前承諾を得て頂けないでしょうか。	原文の通りとします。
145	様式集		7					丸め誤差	※1円未満は切り捨てること。ただし、表示は千円単位とする。(したがって、小数点第3位まで入力し、表示は小数点第1位を四捨五入すること。)とありますが、これにより生じる表示されている数字の合計と、合計欄の数字が一致しないこと(丸め誤差)はお認め頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
146	様式集		7					セルの数式	数値を合計するセルに適当な数式が入力されていない場合は適宜事業者によって入力するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
147	様式集		7					注釈	記入内容について特別に説明させて頂くものがありましたら、注釈を付けて示すこととお認め頂けますでしょうか。	可とします。
148	様式集		7-1					事業費	様式7-1に「※1円未満は切り捨てること～表示は小数点第1位を四捨五入すること。」とありますが様式7-3～様式7-11-2も同じ要領にて記載すればよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
149	様式集		7-5					開業費	様式7-5開業費(運営固定費)について、SPCを設立しない場合は不要とありますが、SPCを設立しない場合でも運営開始前に準備費用が必要となりますので、本様式に費用を記入し運営業務費用に含めてよろしいでしょうか。	可とします。

150	様式集		7-6-1 7-6-2 7-7 7-8 7-9					平準化	様式7-1において、※運営固定費は、事業期間を通じて平均した費用とすることとありますが、その他の事業計画書類（様式7）においても、運営固定費Ⅰ～Ⅲの各費用は事業年度を通じて平準化するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
151	様式集		7-6-1 7-6-2 7-7 7-8					事業期間を通じた平均化/毎月平均	上段の費用計算書の金額に関係なく、下段に記載されている[事業期間を通じた平均化/毎月平均]の表において算出される月間委託費の3か月分が、貴組合から事業者への毎回の支払金額となるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
152	様式集		7-6-2					開業費	様式7-5の開業費（運営固定費）の総計が運営業務委託費に合算される数式になっていないため、開業費（運営固定費）の総計は様式7-6-2の令和7年の費用項目に運営準備費として計上するという点でよろしいでしょうか。	可とします。
153	様式集		7-6-2					端数調整	端数調整の欄について、各シートを総計した額の端数が合致しない場合に使用するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
154	様式集		7-8					保守管理費	保守管理費の頻度については、各設備の機器ごとに異なるため様式7-8には記載せず、基礎審査資料様式6-3-3を参照いただくということよろしいでしょうか。	可とします。
155	様式集		7-11-1 7-11-2					事業収支表（損益計算書） 事業収支表（キャッシュフロー計算書）	SPCを設立しない場合は該当箇所がないものと考えますので、記載不要と理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
156	様式8-3-2							排出係数	温室効果ガス排出量算出のため、電気、燃料に関して温室効果ガス排出量の原単位をご教示願います。	原単位等は、事業者提案とします。